

民法改正で今後起こり得る 相続トラブルとその対策①

配偶者居住権編

相続する自宅の権利を利用権である「配偶者居住権」と「所有権」に分ける制度は、2020年4月1日から施行される。ここでは、新制度創設の狙いを解説し、たとえば、Q&A形式で利用時の注意点をみていく。

配

偶者居住権は、どのような問題を解消するために作られた制度なのか、次のケースをもとに見ていきましょう。

山田太郎さんと花子さんには子どもが2人います。太郎さんが亡くなったことで、相続人は花子さんと子ども2人（長女・次女）、太郎さんの遺産は自宅土地建物（時価4000万円相当）と預貯金2000万円です。

長女と次女はすでに結婚して自宅を出ています。

その後、花子さん、長女、次女が遺産分割について話し合いをしたところ、長年、花子さんと折り合いが悪かった長女から、「自宅を売却したうえで、売却代金4000万円と預貯金2000万円の4分の1（1500万円）を現金で欲しい」との発言がなされました。



弁護士法人北浜法律事務所
弁護士

米倉裕樹

花子さんとしては、長年住み慣れた自宅を離れたくないため、「自宅を売却せずこのままここに住み続けたい」と答えたところ、長女は次のように言いました。

「自宅の価値が4000万円、預貯金2000万円、合計6000万円の遺産でお母さんの取り分はその半分の3000万円。お母さんが自宅をそのまま相続したいのであれば、1000万円多くお母さんは遺産を取得することになる。お母さんがその1000万円を私たちに

支払うことができるのであればそれでも構わないけど、それができないのであれば自宅を売却してよ」

確かに長女の言い分は代償分割という遺産分割の方法として認められています。代償分割を行うのであれば、花子さんとしては、自宅を取得することで相続分をオーバーしてしまう1000万円について、自腹で長女と次女にそれぞれ500万円ずつ支払わなければなりません。しかしながら、花子さんにはそんなお金はなく、あったとしても今後の老後を過ごしていくうえで1000万円を手放してしまうことは大きな不安要素です。

自宅に住み続けながら 預貯金も相続できる

このような事態を打開するため、今回の民法改正によって新

たに創設されたのが「配偶者居住権」です。建物の財産的価値を居住権部分とその残余部分とに二分することで、遺産分割等の際に、配偶者が居住建物の所有権を取得する場合よりも低廉な価額で居住権を確保することが可能となります。

本件でも、花子さんのために配偶者居住権が成立すれば、例えば配偶者居住権の価額が2000万円であるとした場合、花子さんは自宅にそのまま住み続けることができるだけでなく、預貯金2000万円のうち1000万円を取得することができ、一方、長女と次女は、2000万円の建物所有権・敷地所有権と1000万円の預貯金を、2人で分け合うことができます。

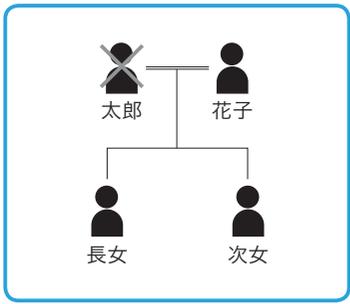
このように、配偶者居住権は、遺産分割等の場面で配偶者の居住権を確保するための新たな選

択肢として利用されることが期待されています。

配偶者居住権の遺贈を 遺言書に記載すべき

もっとも、遺産分割で配偶者居住権を取得するにあたっては相続人間ですんなりと合意が成立することは少ないと思われる。本件でも、配偶者居住権を花子さんが取得するに当たり、長女がすんなりと認めることなど期待できません。相続人間で協議が整わない場合には家庭裁判所で決めてもらうことができますが、先行き不透明な状態となってしまう*。

そのため、配偶者居住権は、被相続人である太郎さんが、生前にあらかじめ、「花子さんに配偶者居住権を遺贈する」との遺言書を作成しておくことで、より有効的に活用されることになるでしょう。



図表1 山田家の相続関係図

*相続人間で争いがある場合には、「居住建物の所有者の受ける不利益の程度を考慮してもなお配偶者の生活を維持するために特に必要があると認めるとき」(民1029①二)に、家庭裁判所は配偶者に配偶者居住権を取得する旨定めることができることとされていますが、要件的にはある程度厳しい要件といえます。